

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年8月21日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：キルギス 担当：東・中央アジア部
案件名：道路防災計画策定能力強化【有償助定技術支援】

1 契約予定期間：2013年10月上旬～2014年6月中旬

2 参加要件

海外における道路防災分野（道路斜面災害）に係る調査業務経験を有し、同分野の専門家を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年9月4日から2013年9月6日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年9月4日から2013年9月9日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月20日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月下旬
- (5) 契約交渉 : 10月上旬

5 業務の目的

内陸国であるキルギス国の運輸セクターは、人や物資の動きの約95%を道路交通に依存しており、道路は国民生活において重要な機能を有している。また、中央アジア地域、ひいては南西アジア地域を結ぶ域内交通手段としての役割も担っており、物流におけるキルギス国内の道路の重要性が高まりつつある。

キルギス国において、1997年～2006年に円借款事業により、ビシュケク市 - オシュ市間の幹線道路（ビシュケク - オシュ道路）が整備された。本道路は、首都ビシュケク市、ジャララバード市、オシュ市等の主要都市間を結ぶ国内で最重要な幹線国道（総延長672km）であり、周辺国からキルギス国内を通過する国際物流を担う国際幹線道路である。当該円借款事業は、本道路のうち特に改修の緊急性の高い区間（合計164km）を改修すること及び、道路の維持管理を行うために必要な機材を調達することにより、道路輸送の効率化・安全化を図り、キルギス国の経済発展に寄与することを目的として実施された。

当該円借款事業について、事業効果の発現の評価と今後の課題を明らかにするために、2008年に事後評価が実施され、走行速度の改善と走行費用の削減等の効果が発現していることを確認したが、現状としては、円借款対象区間のうち、2001年に改修された37kmの区間については、改修後すでに長期間が経過していることや、厳しい気象条件等の要因により舗装面の痛みは特に激しく、一部道路の路盤の改修等の工事も必要になってきている。

他方、こうした舗装面や路盤の痛みに加え、道路災害による人的・物的被害、交通遮断に対する対策も急務となっている。既往円借款の対象区間においても、落石危険箇所が連続している箇所があり、落石による通行車両の損傷、通行止め、通行規制等も発生している。2008年には、キルギス国内の車両登録台数が前年に比べ31万8千台から41万8千台に急激に増加しており、また、新しい幹線道路網整備としてアジア開発銀行の支援により、中華人民共和国カシュガルからオシュへ接続する国際幹線道路の整備が実施されており、対象道路での国際貨物による物流の更なる増加が予想されていることから、道路災害への対策の重要性はますます高まってきている。

キルギス運輸通信省（MOTC）は、多発する落石や岩石崩壊、斜面崩壊や、落石による死亡事故の事例等を踏まえ、特に斜面災害については対策の必要性を強く認識するとともに、急崖が多く、路肩拡幅等で対応が困難な箇所も多いことから、我が国が有する高度な斜面对策の技術や知見の導入に強い期待を示している。

このような背景から、今回の有償資金協力専門家派遣では、ビシュケク - オシュ道路における斜面对策を中心とする道路防災対策について、現状の把握と問題箇所の特定を行い、道路防災案件の提案と事業実施のための計画策定といったMOTCによる案件形成に対して技術支援を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

（業務対象地域）

チュイ州、タラス州、ジャララバード州、オシュ州（ビシュケク - オシュ道路区間）

（業務内容）

（ア）ビシュケク - オシュ道路における斜面災害の現状の把握、関連情報収集

- ・斜面災害履歴の収集・解析
- ・自然条件データの収集・解析
- ・道路災害対策の実施状況の把握
- ・地形画像データの入手 *1
- ・道路防災管理体制の把握
- ・工事単価・材料単価等の関連資料の収集・整理

- ・環境社会配慮検討のための関連資料の収集・整理
 - ・経済分析のための関連資料の収集・整理
 - (イ) ビシュケク-オシユ道路斜面对策検討のための調査
 - ・現地踏査
 - ・環境社会配慮概略調査
 - (ウ) ビシュケク-オシユ道路斜面对策箇所の抽出・対策工法の検討
 - ・道路災害発生メカニズムの解明
 - ・対策箇所の抽出(優先度の整理)
 - ・対策箇所の対策工法の比較検討・選定
 - ・日本の技術の優位性の検討
 - (エ) 提案された斜面对策案件の事業計画の策定
 - ・対策工の施工計画作成
 - ・対策工の標準図面作成
 - ・対策工の概算工事費算出
 - ・維持管理体制、維持管理手法の提案
 - ・警報・情報システムの整備検討
 - ・概算維持管理費用の算出
 - ・環境社会配慮概略計画作成
 - ・交通需要予測
 - ・経済分析、事業効果の検討
- 注)*1 工期の関係上、航空写真撮影は行わず、地形画像データを購入することとする。

7 成果品等

- (1) 業務計画書 : 2013年10月中旬
- (2) インセプション・レポート : 2013年10月中旬
- (3) ドラフト・ファイナルレポート : 2014年 4月上旬
- (4) ファイナル・レポート : 2014年 5月上旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/道路計画・維持管理(評価対象予定者)
- (2) 道路斜面对策1(評価対象予定者)
- (3) 道路斜面对策2
- (4) 地形・地質
- (5) 施工計画積算
- (6) 環境社会配慮
- (7) 交通需要予測・経済分析

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。